

# 幼児教育・保育の無償化に伴う手続きのご案内

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まります。

無償化の対象となるためには、事前に「**施設等利用給付認定**」を受ける必要があります。認定を希望する場合は、この案内をよく読んで申請してください。

## 1 無償化の対象者と範囲

対象者 (クラス年齢)	認定を受けるための要件	認定区分	無償化の範囲
3歳児～5歳児	<b>保育の必要性</b> があること	施設等利用給付 2号認定	月額 37,000 円 (上限)
0歳児～2歳児	<b>市民税非課税世帯</b> で、 <b>保育の必要性</b> があること	施設等利用給付 3号認定	月額 42,000 円 (上限)

※ 認可保育所や認定こども園、地域型保育事業（小規模保育、事業所内保育等）、幼稚園、企業主導型保育事業を**利用していない方**が対象です。利用している方は、申請できません。

※ 月額上限額の範囲内で、対象となる施設を複数利用することができます。

※ 食材料費（おやつ代含む）、通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。

## 2 対象となる施設等

**認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**

※ 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、認可外の事業所内保育等を指します。

※ 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも、5年間の猶予期間中は無償化の対象とします。

## 3 保育の必要性

「保育の必要性」が認められるのは、保護者が次のいずれかの事由に該当する場合です。

### 【保育を必要とする事由】

(1) 就 労：	月48時間以上就労している場合（家事手伝いは不可）
(2) 妊 娠・出 産：	産前2か月、産後3か月できょうだいの保育ができない場合
(3) 傷病・障がい：	病気や心身の障がいなどを有しているため保育ができない場合
(4) 介 護・看 護：	家庭で長期にわたる病人や心身に障がいのある者を看護している場合
(5) 災 害 復 旧：	震災、風水害、火災などの災害のためその復旧の間、保育ができない場合
(6) 求 職 活 動：	継続して、求職活動を行っている場合
(7) 就 学：	就学している場合
(8) 虐 待・D V：	虐待やDVのおそれがある場合
(9) 育 児 休 業：	育児休業取得時に、既に保育を利用している場合
(10) そ の 他：	その他市長が認める前各号に類する状態の場合

## 4 認定申請に必要な書類

- ① 子育てのための施設等利用給付認定申請書 児童1人につき1部
- ② 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書 児童1人につき1部  
(支給認定申請及び認可保育所等の利用申し込みを行わない場合のみ)
- ③ 保育が必要であることを証明する書類 父、母 各1部

※ 今年度認可保育所等の利用申し込みをしている方で、**令和元年10月1日以降も有効な教育・保育給付の支給認定証をお持ちの方は**、改めて認定申請を行う必要はありません。

### 【保育が必要であることを証明する書類】

保育必要事由によって必要書類が異なりますので、該当する書類を添付してください。

保育必要事由	必要書類
就 労	就労証明書 ※就労は自営・農業等も含む
妊 娠 ・ 出 産	母子健康手帳の写し (出産予定日がわかる箇所)
傷病・障がい	申立書、診断書、通院等に係る領収書の写し (直近2か月分)、 障害者手帳の写し
介 護 ・ 看 護	申立書、診断書、障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写し
災 害 復 旧	申立書、り災証明書
求 職 活 動	求職活動状況申告書
就 学	在学証明書又は在学していることがわかる書類、就学時間がわかる 書類
育 児 休 業	就労証明書 (育児休業期間が明記してあるもの)
そ の 他	申立書、その他必要な書類

※ 各証明書は、申請受付日から起算して3か月以内に証明 (記入) されたものが有効となります。

## 5 認定申請の受付期間と提出先

認定開始月	受付期間	提出先
令和元年10月 (10月より前から利用している子どもを含む)	令和元年9月20日(金)まで	福祉事務所 子育て支援課
令和元年11月以降	利用開始月の前月15日まで	

※ 認定開始日は、申請書受理日より前にさかのぼることはできません。

## 6 施設等利用費の支払い

施設等利用給付認定の有効期間中は、対象施設等の利用料が無料 (償還払い) になります。施設等に利用料を一旦支払った後、施設等利用費請求書に施設等が発行した提供証明書及び領収書を添付して、登米市子育て支援課へ提出してください。

口座振込により月次で施設等利用費をお支払いします。

## 7 問い合わせ先

登米市福祉事務所子育て支援課 子ども保育係  
〒987-0446 登米市南方町新高石浦130番地  
電話：0220-58-5562